

令和6年度 所定疾患施設療養費算定状況の公表について

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。
厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表致します。

所定疾患施設療養費について

- (1)対象となる入所者様の状態は次の通りです。
 - ・肺炎
 - ・尿路感染症
 - ・带状疱疹
 - ・蜂窩織炎
 - ・慢性心不全の増悪
- (2)上記で治療が必要となった入所者様に対し治療管理として投薬、注射、処置等が行われた場合に算定する。また1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定する。
- (3)診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
- (4)請求に際して、診断、行った検査、治療内容等記載する。
- (5)算定開始後は、治療の実施状況について、前年度の当該加算の算定状況を公表する。

主な治療内容

肺炎	血液検査・尿検査・血中酸素濃度の測定・抗生剤(内服・点滴注射)・酸素吸入・水分補給(経口・点滴)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。
尿路感染	血液検査・尿検査・抗生剤(内服・点滴注射)・水分補給(経口・点滴)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。
带状疱疹	带状疱疹にて施設内での治療が可能と判断され、内服薬、抗ウイルス剤の点滴など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。
蜂窩織炎	蜂窩織炎にて施設内での治療が可能と判断され、抗生剤(内服・点滴注射)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。
慢性心不全の増悪	慢性心不全の増悪にて施設内での治療が可能と判断され、注射又は酸素投与等の処置を診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。

所定疾患施設療養費算定状

診断名/年月		令和6年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数												
	治療日数												
尿路感染	人数		1	1		2		1	1		2	1	1
	治療日数		7	5		13		5	5		10	7	2
带状疱疹	人数			1	1								1
	治療日数			7	7								7
蜂窩織炎	人数				1								
	治療日数				7								
慢性心不全	人数												
	治療日数												